

平成20年第1回定例会討論

7番議員の園部増治です。

平成20年第1回定例会に提案されました議案第2号～議案第16号について討論を行います。

平成20年度一般会計および特別会計予算についてであります。地方財政法第3条には、予算編成の方針として、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」そして2項には「あらゆる資料に基づいて、正確にその財源を捕捉し、且つ経済の現実に即応して、その収入を算定しこれを予算に計上しなければならない。」と書かれています。

予算審議全般を通じて感じられたことは、計画の甘さであります。特に「道の駅」や「地域交流センター」などの予算執行に当たっては、原点に立ち返り綿密な計画を立てて執行されるよう強く望むものであります。

また、公会堂の解体工事に関しては、関係者との十分な協議のもとに執行していただきたいと思えます。

さらに、古河駅東部地区区画整理事業についてであります。地権者の希望が1日も早く換地をしていただいで使えるようにしていただきたいということなので、特に向掘川の整備や27m道路、街区道路の整備を優先していただき、1日も早く換地ができるようお願いしたい。

また、地区内には日赤病院が移転をする計画になっており、市から4億円の補助金を出すことになるが、日赤は公的な病院で災害拠点病院であるということなので、特に救急医療体制や市内で不足している産婦人科や小児科を設置していただき、タイ回しなどが絶対にならないよう取り組んでいただくようお願いしたい。

さらにまた、8haの保留地を文化交流拠点にしたいとの考えであり、調査費400万円が計上されているが、地権者の意向も尊重し、十分に時間をかけて取り組んでいきたいとのことなので、強く望むものであります。

こと文化施設の整備に関しては、古河市には県の公共的な施設がほとんどないので、市長が先頭に立って汗をかき、県にお願いをして国県の支援が十二分に受けられるようお願いしたい。

市長が就任したとき54億円会った基金も取り崩してしまい、平成20年度末には22億円、合併特例債による基金積み立て分を引くと16億円になってしまい、3年半で38億円も取り崩してしまうこととなります。

このような中で安易に借金をして公共施設を建設することは、後世にツケを残すこととなります。「世代間の負担の公平」という考え方は、一昔前の古い考え方であり、借金の累増を生むことになるので注意すべきであります。合併特例債は、旧3市町の一体感の醸成、格差是正、地域全体の均衡ある発展を念頭に使うべきであります。

このような中で、最優先に取り組まなければならないことは、企業立地などの財源確保が可能な事業や維持管理費がかからない事業であります。たとえば南古河駅は出来上がってJRに移管すれば、その日から365日毎日欠かさことなく収入が入ってきます。また、筑西幹線道路も出来上がれば県の管理となり、市の負担がなくなります。今、全国のどこの自治体でも必死になって財源確保に向かって取り組んでいるのです。

4,416人の署名をしてくれた人の大きな期待と古河市の将来がかかっている南古河駅と筑西幹線道路の早期実現に向けて全身全霊で取り組んでいただくよう強く要望し、議案については可とするものであります。

以上で討論を終わります。